

豚マルキンが 法制化されます！



豚マルキンと法制化について

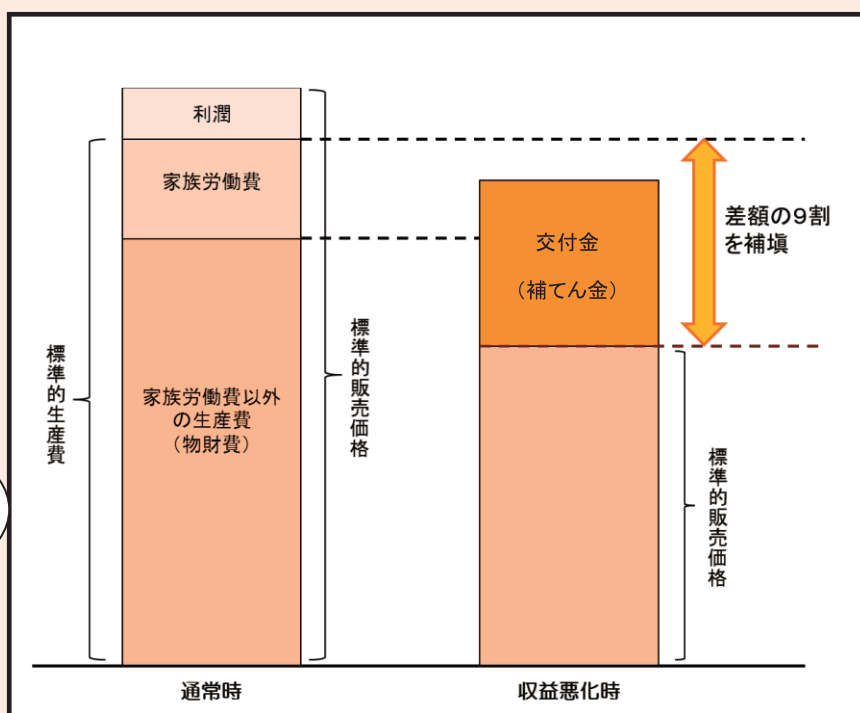
肉豚経営安定交付金制度（豚マルキン）とは…

TPP11の発効日（平成30年12月30日）をもって、豚マルキンは新たな法律制度である「肉豚経営安定交付金制度」として、「畜産経営の安定に関する法律」に基づき実施されます。

新たな国際環境のもと、恒久的な養豚経営のセーフティネットとしてスタートします。



ご理解ご協力
よろしくお願いします。



肉豚1頭当たりの標準的販売価格が標準的生産費を下回った場合に、差額の9割が交付されます。

※生産者負担金は、交付金（補てん金）の原資（1/4相当）に利用されます。

豚マルキンと法制化について

法律に基づいた制度

負担割合は 生産者：国（機構）
= 1：3が基本

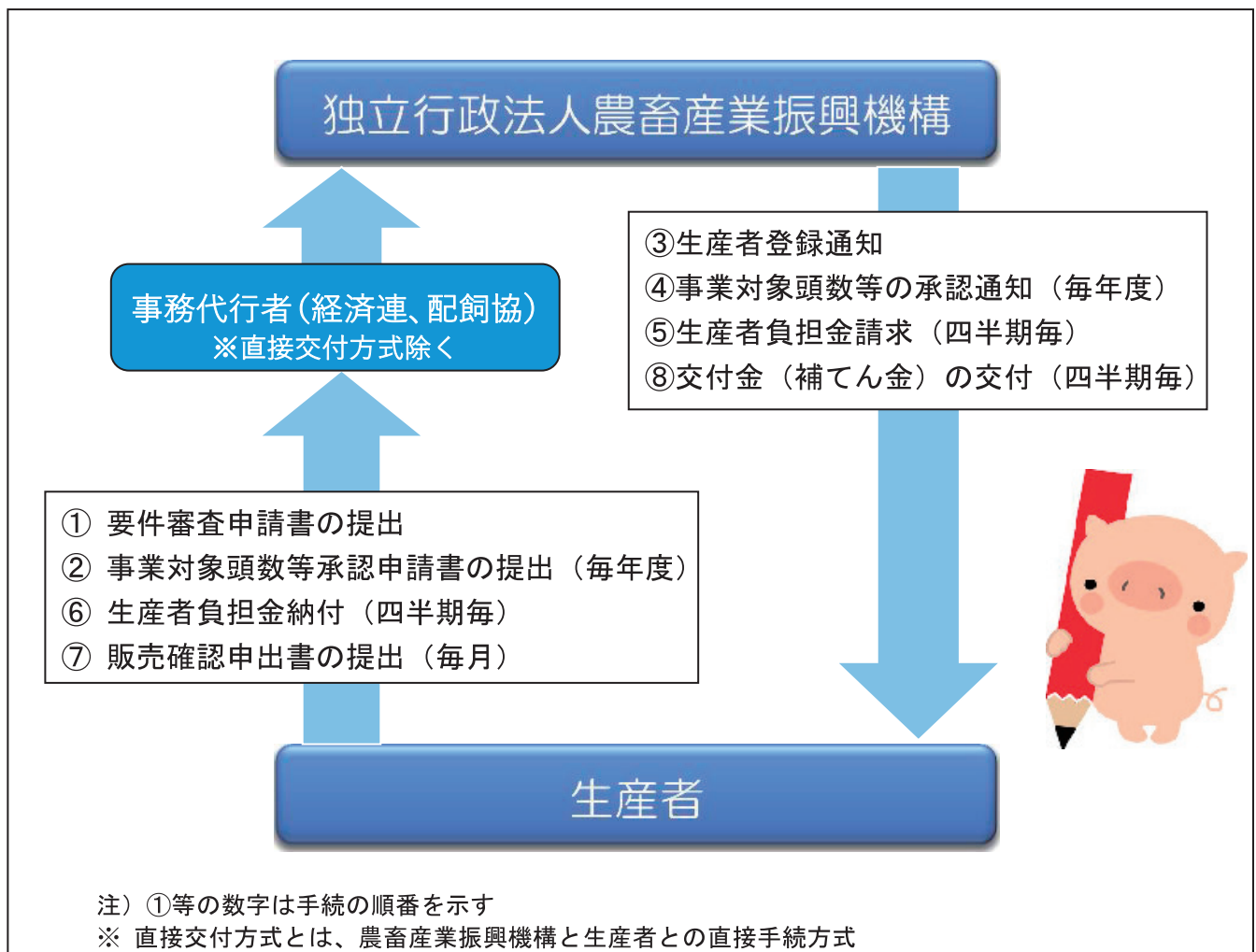
補填率は9割

基金不足による交付金（補てん金）
減額なし

算定期間は四半期毎

四半期ごとの事業対象頭数に応じた
負担金納付

新たな豚マルキンの仕組み



- 1) 新たな豚マルキン制度に参加する生産者は、(独)農畜産業振興機構へ要件審査申請書及び事業対象頭数等承認申請書を提出する必要があります。
- 2) 事務代行者とは、生産者の手続事務を代行する畜産関係団体です。（宮崎県では、宮崎県経済農業協同組合連合会、宮崎県配合飼料価格安定基金協会等です）
- 3) 生産者負担金は、事業対象頭数等承認申請書に記載いただいた四半期毎の事業対象頭数分について、四半期毎の納付となります。（販売頭数に関わらず）
- 4) 交付金の支払いは、四半期毎に行われます。

生産者の主な要件として、以下が追加されました。

- ・暴力団員等でなくなってから5年経過していない者等に該当しない者
- ・法その他畜産関係法令違反（水質汚濁防止法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等）により罰金刑以上に処せられ、その執行終了等から3年経過していない者に該当しない者

みんなで制度に加入しよう！

事業内容に関するお問い合わせ先

(公社) 宮崎県畜産協会 価格対策部 価格対策第1課 TEL0985-41-9305
宮崎県経済農業協同組合連合会 養豚課 TEL0985-31-2134
宮崎県配合飼料価格安定基金協会 TEL0985-52-2359